

平成21年度環境物品等の調達の実績の概要について

日本年金機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度（平成22年1月～3月）における環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知します。

1 平成21年度の経緯

平成22年1月に日本年金機構が設立したため、平成22年1月から平成22年3月までの間についてグリーン購入法に基づき環境物品等の調達を推進しました。

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量については、別表のとおりです。なお、公共工事については実績がありませんでした。

3 環境物品等の調達に当たっての配慮の実績

調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めました。

4 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、各担当部署にグリーン購入法に適合する物品を調達するよう働きかけました。

5 当該年度調達実績に関する評価

平成21年度の調達については、3カ月間と短く調達物品も限られたものであるが、可能な限りグリーン購入法に適合した調達に努めました。

平成22年度については、日本年金機構として国民サービスを低下させない範囲内において、グリーン購入法の趣旨に鑑み、可能な限り環境物品等の調達推進に一層努めることとします。